

収支内訳書強要やめよ

熊本民商 抗議の返還行動

熊本民主商工会（民商）は9月18日、宇城民商と合同で、21人が熊本西税務署へ収支内訳書の督促状を返還しました。

熊本民商の山本寛幸会長は「督促状に、『調査を実施する場合があります』と書かれているが、収支内訳書を提出しないことで罰則はない。調査をにおわせ、納税

者を脅すような督促状は許されない」と訴え。第101国会・衆参大蔵委員会が一零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」との付帯決議をあげていることに触れ、「収支内訳書の提出強要は即刻中止を」と要請しました。

参加者は、送られてきた書類を返還し、自筆の請願書を提出して、請願書への回答を求めました。民商では「税務署の横暴は仲間を増やして、はね返そう」と話し合っています。

返還行動に先立ち、熊本民商は8月28日と9月9日、収支内訳書督促状の問題で学習会を開き、延べ28人が参加。学習会では、全商



全商連の資料を使い、納税者の権利を学んだ熊本民商の学習会

連の「納税者の権利憲章」や「自主計算パンフレット」などを参考

に、民商・全商連の運動により勝ち取ってきた権利や歴史を学習し、収支内訳書の提出は単なるお願いであることを学びました。

参加者からは「本当のことが分かり安心した」「みんなで集まっていたいろんな人の話を聞くことができ良かった」など感想が出され、「一人では不安でしようがなかった」という人にも、集団返還行動への参加を呼び掛けました。

（熊本・篠原一久通信員）